

日本を「反面教師」に過労死予防を目指す韓国の動向

脇田滋 龍谷大学名誉教授

《報告要旨》

1. 困難と抑圧の時代を経て労働人権実現へ進む韓国

2. 労働安全保健運動と「過労死」問題

(1) 韓国における労働安全保健問題

(2) 1980年代から注目され始めた過労死問題

3. 生命軽視・利潤追求の企業活動への社会的非難

(1) IMF危機以降の労働者の生命・健康を犠牲にした経済回復

(2) 代表的企業「サムソン」電子の深刻な職業病事件

(3) 「カネよりいのち」が労働・市民運動のスローガンに

(4) 日本の過労死防止法への注目

4. 労災・過労死責任の追及と真の実効的規制を求めて

(1) 文在寅大統領の「労働尊重」公約

(2) 「重大災害企業処罰法」制定運動

(3) 重大災害処罰法の概要と施行をめぐる争点

(4) 「週69時間」導入などを進める尹錫悦・新政府との対決

5. 小括

(1) 韓国に影響を与えた日本の過労死反対運動

韓国では、過労死については、初めは日本の医学的な「過労死」の定義、過労死相談活動、過労死裁判、次に「過労自殺」の概念、「過労死防止法制定」運動、過労死家族の会の取り組みなどが、韓国の関係者に大きな影響を与えた。また、森岡孝二さん、川人博さん、高橋幸美さんらの著書が韓国語に翻訳され普及している。

(2) 専門家(医学、法学、社会学、福祉学など)と労災市民団体の幅広い協力・連携

当事者がきわめて弱い立場にある非正規雇用や労災の問題では、専門家や意識ある若い学生・活動家を中心に、相談や調査活動を展開し、それに幅広く市民団体・労働組合が連帯して運動を進めている。とくに、現場に即した課題を労働組合が専門家に伝え、持続的な取り組みを進めている点はきわめて原則的である。また、現実課題の根本解決のために、国内だけでなく、欧州諸国や日本などで先行する運動・経験を参考にしつつ、創意工夫を加えた独自の闘い方を展開して

いる。例えば、「サムソン白血病」事件で大きな役割を果たした「パンオールリム」は、①連帯、②被害者支援・相談、③実践、④研究、⑤広報を基本として活動を進めた。

(3)利潤優先に固執し生命・健康を軽視する企業責任を妥協無く追及

韓国の労働安全保健運動は、イギリスの2007年「企業殺人法」などに学び、早くから問題提起を続け、不十分点はあるが「重大災害処罰法」を成立させた。死亡を伴う重大災害を引き起こした企業の刑事責任を定める法律として、韓国において「生命よりもカネ」の考え方に反省を迫る重要な規制となっている。とくに、粘り強い運動を展開し、市民の共感を大きく広げ、経営者の反対や政府の消極姿勢を乗り越えたことは注目に値する。

ただ、同法の適用をめぐるのは執拗な抵抗を続ける経営者・政府当局との厳しい対抗が続いている。とくに、「重大災害」に「過労死」を含め、過労死発生企業の刑事責任を法定することが、過労死予防をめぐる労働安全保健運動の次の大きな課題となっている。

(4)労災・過労死の広がりや差別的雇用形態との関連を機敏に把握

韓国における労災・過労死問題に取り組む団体が継続して重視しているのは、非正規雇用、とくに間接雇用（下請、派遣など）の弱い立場の労働者だけでなく、労働者ではないとされる「名ばかり個人事業主（偽装自営業）」である「特殊雇用」労働者の過労死問題を当初から除外せず、継続して取組み続けていることである。とくに、現在では、配達ライダー、宅配労働者（1件あたりの手数料、週60～70時間配達）などの「過労死」が焦点の一つとなっている。

この点は、日本だけでなく、世界的にも多くの労働組合に欠落してきた視点であった。これに対して韓国では、早く25年前から「特殊雇用」問題として取り上げ、実際に「特殊雇用」への産災保険の適用（労使折半負担）だけでなく最近では、さらに雇用保険も拡張適用を実現している。

(5)過労死予防法制定と今後の日韓交流の必要性

第21代国会で発議された「過労死予防」に関連する二つの法案をめぐる2023年12月5日、国会・環境労働委員会の公聴会が開かれ、賛否の立場にわかれて専門家などの陳述人が意見を述べた。その中で2人は、日本の過労死防止法の意義を高く評価したが、経営者団体の陳述人は日本法には多くの限界があり過労死予防に大きな効果を上げていないと主張した。法案は第21代国会では審議未了で終わったので、2024年4月に選出された第22代国会に持ち越されることになった。

たしかに、施行10年を経過した日本の「過労死防止法」について、現在の韓国における注目度は微妙である。経営側は、実際的に大きな効果がないと否定的・消極的な面を強調する。また、労働側については、関連のニュース、文献・研究論文などを探した限りでは、日本の過労死予防法の積極面に注目する論者や日本への関心は、2015年～2017年ころのように多いとは言えない。

何故か？ 私見であるが、韓国では、過労死をめぐる現実の厳しさは日本と同等ないし、むしろそれ以上である。日本に学んで過労死問題への取組みを果敢に進めてきたが、労働人権否認ではきわめて悪質な財閥大企業との対決を回避できない韓国では、過労死企業に刑事処罰を求めることが大きな焦点となっている。そして、重大災害企業処罰法制定運動を進めるにあたって「微温的な」日本の「過労死防止法」では十分に参考にならないことがその一つの理由であると考えられる。

過労死の多い両国で真に過労死を無くすために、一段レベルを上げた相互の深い交流が必要となっている。今後、日韓交流を深めるためには「韓国が日本を学ぶ」のが当然と思うのではなく、韓国の新たな段階での果敢な取り組みについて理解を進め、むしろ「日本が韓国に学ぶ」という姿勢が必要になっていることを強調したい。

◇主要関連参考文献

- ・キム・イナ他『過労死予防のための政策研究』安全保健公団(2017 年 12 月)〔韓国語〕
- ・過労死 OUT 共同対策委『資料集 過労死現場証言&過労死・過労自殺根絶政府対策、何が必要か?』(2018 年 4 月 17 日)〔韓国語〕
- ・韓国過労死・過労自殺遺族会『そして私たちが残った』(ナルムブックス、2021 年)〔韓国語〕
- ・『警備労働者過労死防止のための国会討論会 資料集』(2021 年 4 月 19 日)〔韓国語〕
- ・雇用労働部『重大災害処罰法解説』(2021 年 11 月)〔韓国語〕
- ・キム・ヒョンジュ「重大災害企業処罰法制定運動過程と法案評価」Basic Income Magazine Issue No.08(2021 年)〔韓国語〕
- ・キム・ヨンソン『ジョンボさんの死』(5 月の春社、2022 年)〔韓国語〕
- ・日本貿易振興機構(ジェトロ)『韓国の重大災害処罰法に関する最近の動向』(2024 年 2 月)
〈以下、脇田滋・著〉
「韓国労働法の何に注目できるのか？－日韓交流の意義と課題－」日本労働法学会誌 124 号
(2014 年 10 月)92-100 頁
『韓国における雇用安全網関連の法令・資料(9)－産業安全保健法改正の概要(危険の外注化原則禁止等)』龍谷法学第 51 巻第 4 号(2019 年 3 月)771-805 頁
「韓国・文在寅政権と労働法改革をめぐる動向」労旬 1932 号(2019 年 3 月)6-14 頁
「韓国における働くもののいのちと健康を守る取り組みの最近の動向」『働くもののいのちと健康』春季号(2019 年 4 月)9-19 頁

※2024 年 6 月 19 日現在、未完

[2024-07-12 版]